

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

平成 3 1 年 3 月 1 日

午前 1 0 時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 8 号 平成 3 0 年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳出 4 款衛生費の内 1 項 6 目及び 2 項
5 款農林水産業費、 7 款土木費
第 2 表繰越明許費補正 1 追加の内 7 款土木費、
第 3 表債務負担行為補正 1 追加の内 (9 8)
- (2) 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- (3) 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度八街市水道事業会計補正予算について
- (4) 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度八街市下水道事業特別会計予算について
- (5) 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度八街市水道事業会計予算について

経済建設常任委員会会議録

招 集 年 月 日	平成31年3月1日(金)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻	開 会	午前10時00分	委 員 長	鈴 木 広 美
及 び 宣 告	閉 会	午前11時27分	副委員長	小 澤 孝 延
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	鈴 木 広 美	出	山 口 孝 弘	出
	小 澤 孝 延	出	桜 田 秀 雄	出
	新 宅 雅 子	出	小 山 栄 治	出
委員外議員	議長 木村利晴	出		
委員会に出席した	事務局長 岡本裕之		副主幹 小川正一	
事務局職員職氏名	主査補 吉井博貴		主査補 嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	副 市 長 鵜 澤 広 司			
	経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一			
	建 設 部 長 江 澤 利 典			
	農 政 課 長 相 川 幸 法			
	環 境 課 長 櫻 井 誠			
	ク リ ー ン 推 進 課 長 土 屋 武 志			
	道 路 河 川 課 長 中 込 正 美			
	都 市 整 備 課 長 古 西 弘 一			
	下 水 道 課 長 中 村 正 巳			
	水 道 課 長 山 本 安 夫			
	その他関係職員			
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○鈴木委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に新宅雅子委員、小澤孝延委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、5件でございます。

それでは、議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定をいたしました。

それでは、歳出4款衛生費の内、1項6目及び2項について提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いをいたします。

○櫻井環境課長

それでは、一般会計補正予算書の28ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、6目公害対策費についてご説明いたします。

補正前の額に21万円を減額し、4千486万5千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。住宅用太陽光発電設備導入推進事業費21万円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、住宅用太陽光発電システム設置費補助金で、全て県からの補助金で、額の確定による3基分、21万円の減額で、本年度分の補助対象期数を37基とするものでございます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、補正予算書、同じく28ページをごらんください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費補正について説明いたします。

補正前の額、9億1千388万9千円に7千円を増額し、補正後の額を9億1千389万6千円にしようとするものでございます。

これは、塵芥処理費の25節積立金の内、塵芥処理施設建設改良基金積立金の平成30年度確定利息により、運用益の積立金7千円を増額補正するものでございます。

○櫻井環境課長

続きまして、29ページをごらんください。3目し尿処理費についてご説明いたします。

補正前の額に1千円を減額し、1億2千114万5千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。し尿処理基金につきましては、25節積立金で、し尿処理基

金で、運用益金がなかったため、1千円の減額計上とするものでございます。

以上で4款衛生費について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○山口委員

住宅用太陽光の導入推進事業費についてですが、これについては、県からの補助が確定したということで話を伺いました。37基が今年度確定したということですが、例年の推移についてはどのような形になっているのでしょうか。お願いします。

○櫻井環境課長

推移ということですが、当初としましては、平成30年度、平成29年度、それから、平成28年度、当初予算として40基程度を見越しておりました。平成27年度は50基を予定しておまして、平成28年度、平成29年度、平成30年度につきましては、若干実績等がありますので、それに応じて県からの補助対象となることで、今現在は、最終的には今回は37基となったところでございます。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

ということは、どんどん、少しずつではありますが減ってきているということでしょうか。

○櫻井環境課長

一応、実績で言いますと、平成30年度はまだ終わっていませんが、18基、平成29年度が5基、平成28年度が40基ということで、平成29年度は5基ということで大分減っておりますが、あと、新規、新築の場合の補助がなくなっていることもございますが、若干ではあります、減っていているのが現状でございます。

○鈴木委員長

ほかに質疑は。

○桜田委員

現在、37基という話なんです、要綱の第4条の3項、この割合はどのようになっているか、わかりますか。

○櫻井環境課長

第4条の要項で、最大出力1キロワットあたり2万円ということで、最大3.5基の7万円ということになっておりますので、今、条件としては同じようなことでございます。

○桜田委員

設置の関係なんです、要綱の中で、3項のアとイがあります。いわゆる次のいずれかに該当することということで、設置者自らが所有し、かつ、居住する住宅、イとして、第三者が

所有し、設置者自らが居住する市内の住宅とあるんですけども、この37基の内訳がわかればお願いします。

○櫻井環境課長

正式にはそこまではちょっと把握しておりませんが、大体、皆さん、自分の家、持ち家に設置しているのが大半であると思われまます。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出5款農林水産業費について提案者の説明を求めます。

○相川農政課長

それでは、5款農林水産業費、1項農業費につきましてご説明申し上げます。

補正予算書29ページをごらんください。3目農業振興費は、補正前の額から53万8千円を減額し、補正後の額を1億4千834万4千円にしようとするものです。これは、全額北総中央用土地改良事業推進費の北総中央用土地改良区推進協議会負担金でございます。減額の理由につきましては、本協議会は北総中央用水受益地区の7市からの負担金で運営しておりますが、協議会の平成29年度の決算において繰越金が生じ、平成30年度は特に負担金を徴収せず運営が可能であることから、各市に負担を求めないため、減額となりました。

以上で5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小山委員

ただいまの説明で、お金が余っているのが平成30年度は集めなかったというようなことですが、今後はどのようになるのか。今年だけなのか、また、来年度予算を見ますとこれは入っていませんけれども、何年かは負担金がなくなるということなんですか。

○相川農政課長

まだ確定ではございません。これから総代会とかがありますので確定ではないんですけども、この推進協議会負担金につきましては、平成29年度、平成30年度と負担金の徴収がなかったんですけども、今後、負担金を徴収せずとも、今ある繰越金で当分の間できるということで、今後、来年度についても負担金の徴収はないということで、一応、土地改良区の方からそういったお話を伺っております。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出7款土木費について提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○中込道路河川課長

それでは、補正予算書の29ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費についてご説明いたします。

3目道路新設改良費は、補正前の額から1千308万円を減額し、補正後の額を3億4千436万1千円とするものでございます。

道路整備事業費につきましては、13節委託料、測量調査業務268万円の減額は、市道のFWD調査、調査業務執行に伴う請負差金による不用額でございます。点検業務540万円の減額は、今年度、八街市跨線橋の橋梁点検業務を執行予定でありましたが、国庫補助金の執行見直しの関係から、昨年度の繰越予算にて前倒しで執行したため、不要となったものでございます。

17節公有財産購入費、市道等拡幅用地500万円の減額は、県道岩富山田台線と市道沖24・36号線の交差点改良事業に伴い、その用地測量や物件調査業務等を執行してきたところですが、地権者との交渉が次年度となり、合意までに相当の期間が見込まれるため、用地費を減額するものです。次年度以降で合意が得られた時点で再度予算計上をする予定でございます。

30ページをお願いいたします。続きまして、4目道路排水対策費は、予算額の増減はありませんが、社会資本整備総合交付金の減額に伴う充当財源の組み替えを行うものでございます。

○古西都市整備課長

続きまして、7款4項都市計画費についてご説明いたします。引き続き補正予算書の30ページをごらんください。

1目都市計画総務費につきましては、補正前の額に30万円を追加し、補正後の額を13億1千234万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。榎戸駅整備事業費30万円の増額につきましては、全額、18節備品購入費で、榎戸駅の自由通路の供用開始に伴い指定寄附があったことから、この寄附金を活用し、業務用備品として、清掃用具等を置く物置を購入しようとするものでございます。

続きまして、2目外部事業費につきましては、事業費に増減はございませんが、財源内訳の変更でございます。

続きまして、3目公共下水道費につきましては、補正前の額から8万円を減額し、補正後の額を2億6千320万円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。下水道事業特別会計繰出金8万円の減額につきましては、全額、28節下水道事業特別会計への繰出金で、下水道事業法適正化移行事業費の減額に際し、下

水道事業公営企業会計摘要債の借入額が当初より減額したことに伴い、減額するものがございます。

以上で7款土木費についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第2表繰越明許費補正1追加の内、7款土木費について提案者の説明を求めます。

○中込道路河川課長

補正予算書の6ページ、第2表繰越明許費補正1追加について、ご説明いたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、大池排水区整備事業一般会計負担金2千586万5千円は公共下水道雨水整備事業費の道路管理者負担金で、下水道事業による工事が繰り越しとなることに伴い、負担金についても繰越措置を行うものです。

道路整備事業費2千700万円は市道210号線歩道整備工事等2件分で、事業実施に伴い関係機関との協議調整に不測の日数を要したため、事業が年度内に完了することが難しいことから、繰り越しの措置を行うものです。

続きまして、道路排水施設整備事業費3千148万9千円は五区地区排水路実施設計業務等の委託費で、関係地権者等への説明に不測の日数を要したことから、繰り越しの措置を行うものです。

以上で第2表繰越明許費補正1追加についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内(98)について提案者の説明を求めます。

○相川農政課長

第3表債務負担行為補正につきましてご説明いたします。

補正予算書7ページをごらんください。債務負担行為補正の追加につきましては、平成30年9月30日から10月1日の台風24号による農業災害に係る利子補給で、期間を平成30年度から平成37年度まで、限度額を、融資機関が行う融資に対する年利0.85パーセント以内の利子相当額に設定するものがございます。これは、昨年の台風により被害を受けた農業者が千葉県農業災害対策資金を借り入れた場合、貸し付けを行った金融機関に対し利子相当分を助成し、借入者の負担軽減を図るものがございます。利子補給率は、県単災害資

金の基準金利0.85パーセントに対し県0.57パーセント、市0.28パーセントで、借入者の負担は0となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第8号、平成30年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木委員長

起立全員です。議案第8号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

執行部の方に申し上げます。議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号に
関係する職員以外は退出して結構です。

それでは引き続き、議案第12号、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

この議案は歳入歳出全款について提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

それでは、議案第12号、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。第1条におきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ918万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7千180万1千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。第2条におきましては、4ページの第2表繰越明許費の追加、第3条におきましては、5ページの第3表債務負担行為補正、第4条におきましては、6ページの第4表地方債補正によるものとしております。

それでは、11ページをごらん願います。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入についてですが、4款繰入金につきまして、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金

を補正前の額から8万円減額し、補正後の予算額を2億6千320万円にしようとするものでございます。これにつきましては、下水道事業法適化移行事業費の減額に際し、下水道事業公営企業会計適用債の借入額が当初より減額したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

7款市債につきましては、1項市債、1目下水道事業債を、補正前の額から910万円減額し、補正後の予算額を1億4千280万円にしようとするものでございます。これは、下水道事業法適化移行事業費の減額により、下水道事業公営企業適用債の借入額を910万円減額するものでございます。

12ページをごらん願います。次に、歳出でございますが、1款下水道事業費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費を補正前の額から918万円減額し、補正後の予算額を9千435万5千円にしようとするものでございます。これは、平成32年4月に下水道事業公営企業会計への移行にあたり、13節委託料として、今年度に地方公営企業法適用支援業務を完了し、公営企業会計システム構築業務とすり合わせを行い、仮想的に並行稼働し、本稼働に向け準備をする予定となっておりますが、先進近隣市の状況等情報収集や本市に合う手法、並びにコスト精査等、さまざまな検討を行ったところ、業務委託に係る業者選定に関わる業務仕様書の内容決定に時間を要したことにより、年度内に業務が完了しない見込みのため、今年度の実施を次年度に先送りすることとしたいため、双方を執行するための事業費918万円を減額するものでございます。

4ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費をごらん願います。1款下水道事業費、1項下水道建設費の内、公共下水道雨水整備事業費7千390万円についてですが、大池調整池築造工事につきましては、工事設計に係る現地調査において、地元住民により調整池工事に関する振動や騒音等の相談が寄せられ、地元調整に日数を要したことにより、標準工期が確保できなくなったことにより、あらかじめ明許繰越をしようとするものでございます。

続きまして、5ページ、第3表債務負担行為の追加につきましては、下水道事業法適化移行事業費といたしまして、地方公営企業法適用支援業務を平成28年度から平成30年度の3カ年を債務負担行為の期間としておりましたが、公営企業会計システム構築業務とのすり合わせ部分が完了しない見込みのため、その期間を平成30年度から、平成31年度限度額を108万円と定め、債務負担行為を追加しようとするものでございます。

続きまして、6ページ、第4表地方債補正をごらん願います。下水道事業法適化移行事業費の減額によりまして、下水道事業公営企業会計適用債の限度額を910万円減額し、1千490万円に変更しようとするものでございます。

以上をもちまして平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○山口委員

1点だけお伺いします。この歳出の方で下水道事業、12ページ、下水道事業法適化移行事業費についてですが、これは今、先ほど説明がありましたけれども、これは前向きな形での減額ということで受け止めていいのでしょうか。お伺いします。

○中村下水道課長

これにつきましては、減額と申しましょうか、それが債務負担行為が1年延びたということで、ここで一旦支払いを完了して、翌年度分にまた新年度予算でその分が盛り込まれますので、とりあえず平成30年度分の完了分までのお支払いということで、その残った分を減額させていただくということでございます。事業の内容としては変更はございません。

○山口委員

先ほど説明があったように、さまざまな各先進地であったりとか、そういうさまざまなところを選定して、そのように時間が要して、よりよい形があるんじゃないかというところの説明をされていましたが、その件についてはどのような形でしょうか。

○中村下水道課長

当初、これを考えて、おおむねこんな形でいいんじゃないかということで予算計上していた部分もございますけれども、それにつきまして、先進の他市の状況で、もしかすると、この業務に関して、そこを選んだ場合にランニングコストが増えてしまうんじゃないかとか、あるいは、そこを高く設定した場合におおむね良好な業務ができるんじゃないかと思われていた部分もあったんですが、そこを業務委託した他市が、こういった不具合が出ているよとか、そういったものも調査したことによりまして、当初考えていた仕様を、さらにうちの八街市に合うような仕様に変えたいということでいろいろ検討した結果、時間を要してしまったということでございます。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小山委員

今と同じ関連のことなんですけども、これは、地方公営企業法適用支援業務を行っていて、新しい公営企業会計システム構築に移行しようという考えのもとで、多少ほかの市町村などと話を聞いて、今のところできないというようなことで、まだ実施・変更できないような。今、説明がありましたけれども、ランニングコストがかかってしまうとか、八街市にはなかなかそぐわないのかなというような考えのもとで見送っているというふうに私は聞こえたんですけども、これは、来年度、平成31年度までは地方公営企業法適用支援業務で行っていくということですけども、この後、公営企業会計システム構築の方に移っていくのか、ほかにもそういうシステムがあって、そちらの方を考えているのか、その辺というものはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○中村下水道課長

失礼いたしました。説明が少し足りなかったようで申し訳ございません。

先にスタートしている地方公営企業会計支援業務というものは、今、下水道事業で行ってい

る完了している施設、これらのものを、施設を固定資産管理ということでもう1回調べ直すわけなのですが、これを水道課でやっているように評価をして、今度、公営事業会計に移行していく際にそれを入力するものなんですけども、その業務を、支援業務で行ったデータを、今度、別のシステム構築業務、ここにそのデータを移行すると申しませうか。業務は全く違うもので、支援業務というのは、今までできている施設を調査したり、固定資産評価のためのデータを作成するための業務でございまして、それを移行するための公営企業会計システム構築業務の業者を選定するための仕様書、これを、他市の状況を調べたときに、もう少し検討した方がいいんじゃないかということで、その仕様書を検討することによって、そのシステム構築業務の発注が遅れてしまったということなんです。そうすると、構築支援業務が、今年度、発注できないということになりますと、支援業務は、そのデータを持っていながら、システム構築業務と調整、すり合わせを行いながらそのデータを入力していくこととなりますので、その業務が完了しないということになりますから、そういった意味で、支援業務の方を1年延ばさせていただいて、システム構築業務を1年先送り、平成31年度の新年度予算でもう一度スタートすると。そこで、支援業務のそのデータを、平成31年度中にそのシステム構築業務を受注した業者とすり合わせを行いながら、そのデータをそのシステムに入力するというのをこれからやろうと思っています。

○鈴木委員長

内容の方はわかりましたか。よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第12号、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木委員長

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題いたします。

この議案は収入支出について提案者の説明を求めます。

○山本水道課長

それでは、議案第13号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第2条、収益的収入及び支出ですが、支出、第1款水道事業費用につきましては、既決予定額に34万7千円を増額し、10億1千969万4千円としようとするものでございます。

内訳ですが、5ページの実施計画書をごらん願いたいと思います。平成30年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費を13万9千円増額するもので、これは、賞与引当金繰入額の増額によるものでございます。

次に、第4目総係費を20万8千円増額するもので、こちらも賞与引当金繰入額の増額によるものでございます。

1ページの方にお戻り願いたいと思います。第3条、資本的収入及び支出ですが、支出、第1款資本的支出につきましては、既決予定額に20万4千円を増額し、3億1千718万4千円としようとするものでございます。

申し訳ございません。もう1回6ページの方をお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出でございますが、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設使用20万4千円増額するもので、これも賞与引当金繰入額の増額によるものでございます。

申し訳ございません。もう1回2ページの方にお戻り願いたいと思います。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは、予算第9条に定めた職員給与費の議決予定額に55万1千円を増額し、8千382万円としようとするものでございます。

以上で議案第13号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第13号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○鈴木委員長

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。再開後は議案第18号、議案第19号の審査を行います。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時45分)

○鈴木委員長

それでは、再開いたします。

続きまして、議案第18号、平成31年度八街市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

この議案は歳入歳出全款について提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

それでは、議案第18号、平成31年度八街市下水道事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

予算書の371ページをごらん願います。歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金、1目下水道事業受益者負担金といたしまして、予算額438万9千円でございます。前年度と比較しますと8万8千円、2パーセントの減でございます。1節現年分につきましては、調定見込額の97.3パーセント、2節滞納繰越分につきましては、滞納繰越予想額の11.6パーセントと、前年度収入率で計上してございます。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料、1目下水道使用料といたしまして、予算額2億4千285万9千円でございます。前年度と比較しますと69万5千円、0.3パーセントの増でございます。1節現年分につきましては、調定見込額の98.4パーセント、2節滞納繰越分につきましては、滞納繰越予想額の45.1パーセントと前年度収納率で計上してございます。3節行政財産使用料につきましては、前年度と同額で計上しております。2項手数料、1目下水道手数料といたしましては、予算額10万円でございます。前年度と比較しますと16万円、61.5パーセントの減となっております。

372ページ、373ページをごらん願います。続きまして、3款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金といたしまして、予算額は4千850万円でございます。前年度と比較しますと600万円、14.1パーセントの増でございます。これは、下水道施設の維持修繕及び改築のためのストックマネジメント計画策定に要する費用の計上によるものでございます。

続きまして、4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして、予算額は2億9千260万円でございます。前年度と比較しますと1千399万6千円、4.6パーセントの減でございます。これは、下水道事業費及び公債費が前年度より減額したことによるものでございます。

続きまして、5款繰越金につきましては、1項繰越金、1目繰越金といたしまして、予算額は、前年度と同額の500万円を計上しております。

続きまして、6款諸収入につきましては、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金といたしまして、前年度と同額の1万円を計上しております。

2項雑入、1目雑入といたしましては、予算額1千709万4千円でございます。前年度と比較しますと1千510万4千円、46.9パーセントの減でございます。これは、大池調整池築造工事に係る道路管理者負担金の減額が主なものでございます。

続きまして、7款市債につきましては、1項市債、1目下水道事業債といたしまして、予算額1億4千120万円でございます。前年度と比較しますと1千140万円、7.5パーセントの減でございます。これは、主に下水道事業法適化支援業務の事業費が減額したことにより、公営企業会計適用債の借入予定額が前年度より減額したものであるものでございます。

続きまして、374ページ、375ページをごらん願います。歳出についてご説明いたします。

1款下水道事業費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費は予算額8千8万円でございます。前年度と比較しますと3千117万6千円、28パーセントの減でございます。これは、総務管理費と下水道建設費の人件費割当の見直しに伴う予算の組み替え及び下水道事業法適化移行事業費を減額したことによるものでございます。

内容につきましては説明欄でご説明いたします。一般職人件費6千412万円につきましては、一般職の職員8名分の給料、手当、共済費及び負担金でございます。

次に、下水道管理諸費616万6千円につきましては、13節委託料、下水道台帳等作成業務135万円、27節公課費として、消費税及び地方消費税の納付金380万4千円が主なものでございます。

次に、下水道事業法適化移行事業費979万4千円につきましては、主に、13節委託料、地方公営企業法適化支援業務108万円、公営企業会計システム構築業務810万円で、平成32年度に公営企業法適用へ移行準備に係る委託料でございます。

続きまして、2目下水道污水管理費といたしましては、予算額1億3千58万6千円でございます。前年度と比較しますと1千58万1千円、7.5パーセントの減でございます。これは、マンホールポンプ及び管渠等の污水施設を維持管理する経費や、印旛沼流域下水道への維持管理負担金の減が主なものでございます。

説明欄をごらん願います。下水道污水維持管理費1千443万5千円についてですが、主なものは、11節需用費として、光熱水費138万円は、大清水、長谷等の市内9カ所に設置してあるマンホールポンプの電気料でございます。修繕料250万円は、そのマンホールポンプの修繕や道路修繕等に伴うマンホール蓋のかさ上げ調整等の公共下水道維持管理業務を行うものでございます。

376ページ、377ページに参りまして、13節委託料1千12万5千円についてですが、公共下水道維持管理業務450万1千円は、マンホールポンプ場9カ所の維持管理業務、管

理施設点検業務555万円が主なものでございます。

次に、流域下水道維持管理費1億450万7千円につきましては、19節負担金補助及び交付金でございまして、全額、汚水処理に係る印旛沼流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、下水道使用料徴収費1千164万4千円についてですが、主なものは、12節役務費の手数料として45万9千円は下水道使用料のコンビニ収納に係る手数料、及び13節委託料は下水道使用料徴収業務1千117万5千円で、汚水量の検針及び下水道使用料の徴収等の委託料でございます。

続きまして、3目下水道雨水管理費につきましては、予算額747万円でございます。前年度と比較しますと84万1千円、12.7パーセントの増でございます。

説明欄をごらん願います。下水道雨水維持管理費747万円につきましては、11節需用費、大池調整池下流池の修繕費97万2千円、13節委託料、大池調整池維持管理業務647万9千円が主なものでございます。

続きまして、2項下水道建設費、1目建設総務費は、予算額3千831万1千円でございます。前年度と比較しますと1千884万2千円、96.8パーセントの増でございます。これは、総務管理費と下水道建設費の人件費割り当ての見直しに伴う予算の組み替えによる増、及び、ストックマネジメント計画策定に要する費用の計上による増が主なものでございます。

説明欄をごらん願います。一般職人件費2千263万円につきましては、一般職の職員3名分の給料、手当、共済費及び負担金でございます。

378ページ、379ページをごらん願います。次に、下水道建設諸費1千568万1千円につきましては、13節委託料、設計業務としてストックマネジメント計画策定業務1千354万4千円、18節備品購入費、現場監督用車両購入、184万9千円が主なものでございます。

続きまして、2目下水道汚水建設費といたしましては、予算額8千982万円でございます。前年度と比較しますと2千879万4千円、47.2パーセントの増でございます。これは、主に下水道施設の長寿命化対策として、マンホール鉄蓋交換工事費の増額によるものでございます。

説明欄をごらん願います。公共下水道汚水整備事業費8千961万6千円についてですが、13節委託料229万9千円は、下水道資材単価等特別調査委託料でございます。

15節工事費8千731万7千円につきましては、八街バイパス3・4・3、大木地先の本線横断管布設工事と八街バイパス3・4・10、南富士見地先歩道部の枝線整備工事及び劣化マンホール蓋の交換工事が主なものでございます。

なお、この工事内容につきましては、開削による枝線整備工事、管渠布設延長約360メートル、整備面積1.1ヘクタールを計画しております。

次に、受益者負担金徴収費20万4千円につきましては、11節需用費の受益者負担金関係、印刷製本費13万3千円、12節役務費の受益者負担金関係、郵便料金及び口座振替手数料の6万9千円が主なものでございます。

続きまして、3目下水道雨水建設費といたしまして、予算額4千380万9千円でございます。前年度と比較しますと4千251万1千円、49.2パーセントの減でございます。これは、雨水整備事業費の減額が主なものでございます。

説明欄をごらん願います。公共下水道雨水整備事業費4千380万9千円についてですが、13節委託料180万9千円につきましては、雨水整備工事後の工損調査業務が主なものであり、15節工事請負費4千200万円につきましては、大池調整池築造工事を計上したものでございます。

続きまして、4目流域下水道建設費といたしましては、予算額693万円でございます。前年度と比較しますと85万2千円、14パーセントの増でございます。これは、19節負担金補助及び交付金であり、印旛沼流域下水道事業建設費負担金として、日最大汚水量比をもとにいたしました負担率による予算を計上したものでございます。

380ページをごらん願います。続きまして、2款公債費につきましては、1項公債費、1目元金といたしまして、予算額2億9千416万9千円でございます。前年度と比較しますと664万4千円、2.3パーセントの増でございます。これは、公共下水道事業債の元金の支払いが増額したものでございます。

次に、2目利子といたしまして、予算額5千957万7千円でございます。前年度と比較しますと575万8千円、8.8パーセントの減でございます。これは、主に公共下水道事業債の利子の支払いが減額したものでございます。

381ページをごらん願います。3款予備費につきましては、1項予備費、1目予備費といたしまして、前年度と同額の100万円を計上しております。

続きまして、50ページに戻っていただきまして、第2表債務負担行為をごらんいただきます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間、及び限度額につきましては、下水道使用料徴収業務につきまして、平成31年度から平成33年度までの3カ年、限度額を33万7千円と定め、債務負担行為をしようとするものでございます。

続きまして、51ページ、第3表地方債をごらん願います。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、下水道事業7千80万円、流域下水道事業280万円、下水道事業特別措置分2千40万円、下水道事業資本費平準化債3千810万円、下水道事業公営企業会計適用債910万円と定め、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率につきましては5.0パーセント以内、償還の方法につきましては、政府資金による場合についてはその融資条件により、銀行その他による場合については、その債権者と協定するものによるものとしております。

以上をもちまして、平成31年度八街市下水道事業特別会計予算の概要につきまして説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑に関しましては、ページ数を言った上で質疑の方をお願いいたします。質疑はありませんか。

○山口委員

それでは、若干質問させていただきます。

379ページの下水道雨水建設費の中で、工事請負費、大池第三雨水幹線調整池整備工事というところになりますが、この大池調整池の関係で、まだ整備が完了していないというふうに思っておりますが、この整備計画についてはいつまでが完了というふうになるのか、お伺いします。

○中村下水道課長

大池調整池につきましては、下流池が一応完了している状態でございまして、その分を見込んで、八街駅北側と申しましょうか、市役所周辺の冠水が頻発しておりましたので、大池第三雨水幹線を先行してやったということでございます。それに伴いまして枝線整備が徐々に進んでまいりまして、大池調整池が完了しないと容量が足りないということで、今、上流池の方もはじめたところでございますが、こちらにつきましては、平成32年度ぐらいをめどに掘り込みというか、大体のものを終わらせようと考えておりまして、最終的には平成33年度に外周等の整備とか、そういったものを行って完了という計画で考えております。

○山口委員

3年の計画で進めていくということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第18号、平成31年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木委員長

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

執行部に申し上げます。議案第19号に関係する職員以外は退出して結構です。

それでは、続きまして、議案第19号、平成31年度八街市水道事業会計予算についてを議題といたします。

この議案は収入支出について提案者の説明を求めます。

○山本水道課長

それでは、議案第19号、平成31年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

平成31年度八街市水道事業会計予算書をご参照いただきたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、第2条、業務の予定量ですが、年度末の給水件数を1万4千916戸、年間総配水量を375万9千169立方メートル、1日平均配水量を1万271立方メートルと見込むものでございます。また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出ですが、予算書の6ページを、申し訳ございません、お開きいただきたいと思います。平成31年度八街市水道事業会計予算実施計画書をごらん願います。

初めに、収入、第1款水道事業収益12億2千798万9千円で、前年度と比較しますと294万6千円、0.2パーセントの増となっております。この内訳ですが、第1項営業収益は8億1千942万6千円で、前年度と比較しますと253万3千円、0.3パーセントの増でございます。営業収益の主なものは、第1目給水収益8億1千236万9千円でございます。

次に、第2項営業外収益は4億856万3千円で、前年度と比較しますと41万3千円、0.1パーセントの増でございます。営業外収益の主なものは、第2目他会計補助金1億6千83万1千円で、営業対策費及び広域化対策費等の補助金、第3目補助金1億5千504万1千円で、これは県の市町村水道総合対策事業補助金でございます。

続きまして、支出、第1款水道事業費用10億6千126万円で、前年度と比較しますと4千807万4千円、4.7パーセントの増となっております。この内訳でございますが、第1項営業費用は10億1万4千円で、前年度と比較しますと5千764万5千円、6.1パーセントの増でございます。営業費用といたしましては、第1目原水及び浄水費4億1千345万3千円で、主に印旛広域水道からの受水費、第2目配水及び給水費3億287万4千円で、主に配水場運転管理業務委託料及び修繕費、第4目総係費8千87万8千円で、主に職員5名分の人件費及び水道料金徴収業務委託費、第5目減価償却費1億9千718万4千円でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。次に、第2項営業外費用は6千24万6千円で、前年度と比較しますと957万1千円、13.7パーセントの減でございます。営業外費用といたしましては、第1目支払利息及び企業債取扱諸費4千64万2千円で、主に企業債等の支払利息でございます。次に、3項予備費は100万円で、前年度と同額を計上するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款資本的収入9千221万6千円で、前年度と比較しますと2千467万2千円、36.5パーセントの増となっております。

ます。この内訳でございますが、第1項企業債4千620万円で、前年度と比較しますと650万円、12.3パーセントの減でございます。これは、管路近代化事業に係る企業債費でございます。

次に、第2項出資金289万5千円で、前年度と比較しますと642万3千円、68.9パーセントの減でございます。これは、広域化対策に伴う一般会計からの出資金でございます。

次に、第3項工事負担金4千312万1千円で、前年度と比較しますと3千759万5千円、780.3パーセントの増でございます。これは、八街バイパス工事に伴う上水道施設等の移転に係る工事負担金の増でございます。

続きまして、支出、第1款資本的支出3億3千535万4千円で、前年度と比較しますと2千381万1千円、7.1パーセントの増となっております。この内訳ですが、第1項建設改良費は1億3千890万1千円で、前年度と比較しますと4千22万7千円、40.7パーセントの増でございます。建設改良費の主なものは、第2目施設費1億3千813万7千円で、資本勘定職員3名分の人件費及び上水道更新工事に伴う施設改良費でございます。

次に、第2項企業債償還金は1億9千615万3千円で、前年度と比較しますと1千641万6千円、7.7パーセントの減でございます。これは企業債元金の償還金でございます。

1ページの方にお戻り願いたいと思います。第4条の括弧書きは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額632万3千円、過年度分損益勘定留保資金4千755万7千円、当年度分損益勘定留保資金6千925万8千円及び減債積立金1億2千万円等で補填するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。第5条、債務負担行為でございますが、平成31年度から平成34年度までに行う各業務につきまして、10月1日からの消費税改正に伴い、税率引き上げ分が増額変更となることから、それぞれの期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条、企業債ですが、これは、起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、平成31年度実施する管路近代化事業に係る企業債について4千620万円と定めるものでございます。

第7条、一時借入金ですが、これは、一時借入金の限度額を1億5千万円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは、流用することができる場合を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものでございます。

次に、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは、職員の給与費7千910万1千円を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものでございます。

次に、第10条、他会計からの補助金ですが、これは、営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく水道広域化対策費等に要する経費などを補助金額として受け入れる額を1億6千83

万1千円と定めるものでございます。

次に、第11条、たな卸資産購入限度額ですが、これは、たな卸資産の購入限度額を1千409万7千円と定めるものでございます。

なお、八街市水道事業会計予算に関する説明資料として、8ページ以降の八街市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業会計予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書が記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で議案第19号、平成31年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○桜田委員

それでは、若干質問させていただきます。

昨年の12月議会で、水道事業の設置に関する条例、これが一部改正をされました。給水人口が4万4千人から3万7千760人に変更されたわけでございますけれども、第2条の給水件数、1万4千916戸を目標とされておりますけれども、これは人口にすると何人くらいになるか、わかりますか。

○山本水道課長

約3万9千人程度だと思います。普及率が約56パーセントですと、行政人口から普及率を計算しますと、約3万9千人程度だと思います。

○桜田委員

3万9千人ですか。ということは、この前改正したのは3万7千760人ということで改正をされたと思うんですけども、オーバーしているということですか。

○山本水道課長

若干オーバーしてはございますけれども、今後、人口減少等があるということで、たしか12月議会では、平成39年度の人口という形で3万7千600人になると。ですから、排水量もだんだん減ってくるというような計算で、12月議会は上げさせていただいております。それに基づきまして、認可変更もそのような形でやらせていただいているところでございます。

○桜田委員

私は市内をよく見て歩いていまして、八街市内の新築着工数、結構あるのかなと思まして調べてみました。平成30年度では141件、平成29年度では172件ほど新築着工件数があるんですけども、給水は年間どのぐらい、例えば、平成30年度では何件ぐらい増えているんですか。また、平成31年度の計画はどのぐらいになっているのか、お伺いします。

○山本水道課長

平成30年度よりも、平成31年度については12件増える予定だという形で、件数では考えております。ただし、1日年間総排水量につきましては約18万4千立米程度減ると。そ

れは節水思考もありますし、今までたくさん住んでいたご家庭が引っ越しなされて、新しくアパート等に入ったという形であれば水量が減りますので、今のところの計画見込み量では、おおむね約18万4千立米程度減るといふ計算で、予算上は計上しているところでございます。

○桜田委員

実施計画書なんですけど、6ページ、受水費なんですけど、この前うちの議長の方から印旛事務組合の報告がありまして、受水費が救済法で安くなると、こういう報告があったんですけど、この辺についてはちょっと説明をお願いできれば。

○山本水道課長

今、桜田委員がおっしゃいましたように、平成31年度につきましては9円程度、印旛広域からの受水費が1立米当たり下がるという形でございます。これにつきましては、2月の首長会議におきまして、現在の金額から9円ほど下がるという話でございます。私どもの計算では、私が異動してから相当給水費が高いということで、市長の方にもお願いして、給水費については下げてもらいたいということで協議してまいりました。広域さんのお話ですと、経費の節減をして、何とか平成31年度については9円下がると。今後につきましては、また事業費、あるいは、八ッ場等の水が供用開始になればそれなりの量が増えてまいるといふことで、広域さんの方ではもう少し下がるのではないかといういふような話を、各市町村、印旛郡内の受水を受けている市町村には話がありましたけれども、これについては、私の考えでは下がるだろうと。これは、今後、次の課長にも話をしていかなきゃいけないところでございますけれども、現在では、私はもう10円程度下がるのではないかなと。これは広域さんの企業努力でございまして、我々はそれを監視していかなければいけないというふうには考えているところでございます。

○桜田委員

多分179円から157円に下がるという話なんですけど、これをよく読んでみますと、いわゆる10月から消費税が上がりますよね。それで、現行は税込みでやっていたけども、表示の関係もあるので税抜きにしたと、そういう形ですよ。そういう観点からすると、実質は変わらないのかなというふうに数値的に見えるんですけども、その辺はどうなんですか。

○山本水道課長

実質的には、消費税が10パーセントになっても下がる形でございます。その額は、先ほど桜田委員がおっしゃったように、10円程度下がる分がもう少し減るといふ形にはなりませんけれども、これは、印旛広域水道さんのご努力によりまして、各市町村さんの受水量における単価が下がるということ是非常にうれしいことでございますので、ましてや、我々は団体ですから、下がったことによって、その利益を十分に活用しなければならないというふうに考えておりますので、うれしく思っているところでございます。

○桜田委員

次に、7ページの収入の関係で、管路近代化事業、これは、来年度は何キロぐらいを予定さ

れているんですか。

○山本水道課長

それにつきましては、本会議でも丸山議員の議案の中でもお話をしたと思うんですが、総延長約420メートルを更新するという考えでございます。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第19号、平成31年度八街市水道事業会計予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木委員長

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これで経済建設常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時27分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員